

## 満蒙危機と中国側の対応

高 文 勝

### はじめに

1930 年 12 月に入るや、満蒙危機説は突如浮上した。この問題について、すでにいくつかの研究成果がある<sup>1)</sup>。だが、既存の研究では、満蒙鉄道問題解決交渉をめぐる外務省と満鉄の対立や「幣原外交」と「田中外交」の相違などの日本側の対応と外交姿勢が解明されているのに対して、中国側の対応の検討は、国権回収運動や不平等条約の撤廃を求めるナショナリズムの高揚、張学良の諸対応を単に責任回避とすることなどに止まり、十分に行なわれていない状況にある。果たして、中国側は当時の日中関係といわゆる満蒙危機について、どう認識していたのか、またいかなる態度をもって対処しようとしたのであろうか。これを解明するのは、満州事変前の国民政府の対日政策と日中関係の理解において、きわめて重要であろう。

そこで、本稿では、これまでの研究成果をふまえ、満蒙危機に対する国民政府と東北政権の張学良の対応を考察することにより、満蒙危機についての中国側の対応と外交姿勢を明らかにしていく。

### 1 満蒙危機に対する国民政府の態度

1930 年 12 月 1 日付の『大阪朝日新聞』は、一面トップに「わが満蒙政策 — 破綻の危機に直面」との見出しで、「わが国の満蒙鉄道政策に対する支那側の攻勢的圧迫は次第に深刻化し……この形勢をもって進まんか、わが満蒙政策は收拾すべからざる破綻の危機に直面せんとするにいたった」と満蒙鉄道問題を大々的に報道した。また、同日の『国民新聞』も、「我が既得權益を蹂躪して支那盛に横車を押す某々強国と密約を結んで満蒙の勢力駆逐に努む」と報道した。翌年 1 月にかけて、日本の新聞は繰り返し「満蒙」が危機的状況にある旨のキャンペーンを張った<sup>2)</sup>。

では、なぜこの頃満蒙危機説が浮上したのか。

周知のように、日本では 1930 年春以来、一大政治問題と化したロンドン海軍条約は 10 月 1 日に枢密院本会議で可決され、翌 2 日に批准されることになった。ロンドン条約の批准では浜口内

閣は一応の勝利を収めたものの、政党政治としては退却の兆しを示した。11月14日浜口首相は統帥権問題で煽動された一青年に襲撃されて重傷を負った。それにより、日本の政党政治が動揺し始めた<sup>3)</sup>。そして、右翼、軍部、政友会は機会を窺って幣原外交に反撃を加えようとした。

この頃と同じく、中国の国内状況も重大な変化を見せていた。1930年4月に勃発した馮玉祥・閻錫山による反蒋介石戦争——いわゆる中原大戦は、張学良の東北軍が蒋介石を擁護して武力調整に乗り出したため、10月、蒋介石の中央軍の勝利に終わった。中原大戦の結果として、中国が「蒋張合作」下に統一されたものの、張学良の東北勢力も再び閩内にまで拡大した。そして10月9日、張学良は国民政府陸海空軍副司令に就任した。11月の国民党第三期四中全会上に際して、張学良と蒋介石との会談が行われ、東北の外交・交通・財政・軍事を中央に移管し、鉄道はすべて中央が監督し、北寧・四洮・吉長の三鉄道を国有化にすることが決定された<sup>4)</sup>。これとならんで、11月24日、王正廷外交部長は日本に漢口租界の返還を提議し、続いて12月18日には英・米・仏など6か国に対して、翌年2月末までに治外法権撤廃に関する過度弁法制定の協議が終わるよう要求した。

こうした情勢で満鉄は、創業以来の不況に見舞われ、1930年の満鉄収入は1929年に比べて大幅に減少した。満鉄の減収の主因は世界的恐慌によるヨーロッパ及び日本の大豆需要の落ち込みであり、その副因は中東鉄道の復興であったが、当時の日本側はこの減収の原因を東北政権の諸政策に帰そうとした<sup>5)</sup>。

そこで、満蒙問題は、軍部に幣原外交のみならず、浜口・若槻両内閣の軍縮政策に反撃する絶好の機会を与えることとなった。軍部や関東軍は、「蒋張合作」、「満鉄排撃策」、排日運動などの捏造情報を意図的に新聞報道機関に流して、満州情勢の重大化を叫ぶことによって、軍縮論を攻撃し、幣原外交と政党政治の攻撃に乗り出した<sup>6)</sup>。そして日本軍部や関東軍は、満蒙問題の武力解決に向けての意思統一や準備を進めつつあった<sup>7)</sup>。このような情勢を背景として、幣原外相も、これまで手を触れてこなかった満蒙問題をそのまま放置できなくなり、満蒙鉄道交渉を開始することになった。

満蒙危機に関する日本側の新聞報道に愕然としていた国民政府は、一連の報道を日本陸軍によるものとして、軍部が何らかの策動を為しつつあるのではないかと、強い警戒心と危機感を抱くことになった。蒋介石は自ら得た情報に基づいて、一連のことが「日本陸軍の画策」だと表明した<sup>8)</sup>。また、張作霖爆殺事件を経験した張学良の東北政権も、蒋介石と同様の認識を持っており、「右情報の主たる出所は寧ろ東京にある」、その情報が「参謀本部方面より出てたるものなり」として、「曩に張作霖爆死事件の前にも斯る風説流布せられたることありたる為、奉天側にては今回も斯る謠言流布の裏には何等魂胆あるに有すやとの杞憂を抱く意向もある」と、蒋介石以上の不安や警戒感を抱いていた<sup>9)</sup>。

では、日本側の新聞報道に神経を尖らせていた国民政府は、どのようにしていわゆる「満蒙危機」に対処しようとしたのか。

第一に、国民政府は「蒋張合作」、「満鉄排撃策」などの対日強硬政策を極力否定しようとした。

1930年12月17日、国民政府は駐日公使汪榮宝を通じ、国民政府と張学良に関する日本の新聞報道が誤解に基くものである、と幣原外相に伝えた。幣原との会談において汪榮宝は、最近日本の新聞が蔣・張会談で排日方針を決定したと報道しているが、これは全く事実無根であると述べており、その理由として、内乱の域を脱して国内建設の大事業に向かおうとしつつある国民政府にとって、日本と事を構えるのは極めて愚策であり、このような政策をとる理由はない、張学良もその地位を維持するために、日本との親善関係を保つことの重要性を十分承知している、などを挙げて説明した。満蒙鉄道問題について、汪榮宝は日本の新聞が「支那に於て満鉄を包囲し之を駆逐す」と報じているが、中国はそのような計画を立てておらず、また満鉄競争線も土地の開発事情により競争線でなくなる場合もあると説明し、「日本側に於て支那側が満鉄を駆逐すといふ如き誤解を抱かざる様に致度し」と強調した<sup>10)</sup>。

同17日外交部は、「最近排日運動開始云々の説伝へらるるも、右は全然臆説にして、国民政府は依然日支国交の親善ならんことを希望するに変わりなく、現在の不平等条約撤廃運動は、別個のものであり、無論蔣・張間に排日運動計画につき凝議されたる事なきを断言す」との声明書を非公式に発表し、国民政府には排日意図がないと強調した<sup>11)</sup>。

蒋介石自身は、同じ趣旨を日本人記者に表明し、「最近日本新聞が頻りに書立て居る満州鉄道問題の如きに付ては張学良との間に南京にて何等打合を為したることなく、自分の全く関知せざる所なりにも拘らず、日本新聞は種々なる積極政策なるものを書立て事態を紛糾に導く虞あり、自分等の得たる情報に依れば右は日本陸軍の画策とも言はれ居れり」と、蔣・張合作により満鉄を圧迫することを否定し、一連のことを日本陸軍の画策として警戒心を示した<sup>12)</sup>。

また、張学良も満鉄排斥策を極力否定しようとした。1931年1月21日張学良は林奉天総領事に対し、自分が日本に対する誠意は変わらないと強調し、日本側新聞の報道が真実を伝えていないと批判した<sup>13)</sup>。また張学良は側近の湯爾印に対し、中国側に「満鉄圧迫等の計画あるべき筈無く、新に鉄道を敷設せんとするも之の処するに経費も無く技術も備はず、新聞に伝へらるる所は全く捏造なり、……自分は相当に遠大なる観察を為して事に処せんとしつつあり、現在の満州に於て日本と衝突して如何なる結果を招くべきやを良く諒解し居るを以て日本と競争を企つること絶対に無し」と述べ、東北側が満鉄を排斥するのはあり得ないと強調した<sup>14)</sup>。

第二に、国民政府は反日宣伝・反日運動を取り締まり、対日外交を慎重に行うとした。

1930年10月の霧社事件（台湾霧社一帯の原住民——高山族による反日蜂起とこれに対する日本の鎮圧）を契機として、国民党地方党部による反日宣伝が盛んになっていったが、しかし、対日外交悪化をおそれる王正廷外交部長は、かかる反日宣伝が有害無益なものとして、それを嚴重に取り締まるよう蒋介石に以下のように進言した。

「今や全国統一し、外交部は鋭意外交を改善し国際的地位を高むることに努力しつつある処、之が遂行上、最も重要なるは中国と列国との間に悪感情を生せしめざることなり……然るに我国の各地党部中には能力を自覚せず、徒らに空虚なる宣伝に務むるものあり……斯くては

中国外交の進展に大なる影響あるを免れざるが故に、右の如き中国に取りて有害無益なる宣伝は嚴重に之を取締り以て国交を敦くするに務むべし」<sup>15)</sup>。

後述するが、万宝山事件・朝鮮事件勃発後、国民政府は、民衆運動の取締に一層の重点をおき、日本を刺激しないよう努力し続けた。例えば、7月21、22日重光臨時代理公使が反日運動の取締りを王正廷に要求した際、王正廷は「排日運動に対する自分の態度は既に御承知の通にて之阻止するに力めたり、国民政府に於ても同様にして右運動を悪化せしめざらん為努力しつつある」と表明した<sup>16)</sup>。また、7月22日、南京で「首都各界反日護僑救国大会」が開かれ、大会実行委員は王正廷を訪問してその外交を軟弱外交として批判したにもかかわらず、王正廷は感情に任せて走ったりするのは外交ではないと強調し、国民に対して、外交において政府に協力するよう呼びかけた<sup>17)</sup>。

第三に、国民政府は日本に親善態度を示し、懸案の解決を図ろうとした。

1930年12月22日の外交演説において王正廷は、1930年における日中関係の改善は中国国民革命を理解する幣原外交によるものであったと述べ、民政党内閣下で日中関係が改善することに多大の期待を寄せた。王正廷は、民政党内閣ならば、日中関係の改善が可能であり、また日中関係をより良好にするために、中国側も日本を含む列国に親善の態度をとり、外国人居留民の生命・財産を保護すると同時に、国際的礼儀を細心に遵守すべきであると考えていた<sup>18)</sup>。

1930年12月31日、王正廷は重光臨時代理公使に対して、日中両国の提携、すなわち中国が経済方面において日本を助けるかわりに、日本が政治方面において中国に貢献するのは北京政府時代以来、自分の一貫した方針であると語り、両国の親善関係を促進させたいと決意しており、日本側も同様の態度を以て各種問題の解決に援助を与えられることを切望していると強調した<sup>19)</sup>。このような国民政府の対日政策について、重光も、対外政策において国民政府は、国民的主張たる不平等条約撤廃を強硬に主張するものの、「日本に対しては大体各方面とも成るべく良好の関係を維持したき意向」であると認めている<sup>20)</sup>。また、1931年1月蒋介石・胡漢民・陳立夫・何応欽らの国民政府と中央党部要人に接触した『上海日報』の波多や代議士菊池代によれば、蒋介石は「日華関係の改善に重きを置く意向」であり、他の国民政府要人は「何れも真面目に日華関係の重要なを自覚し、両国悪感情の発生せざる様大いに希望を表明せる」、ということである<sup>21)</sup>。

国民政府は日本に対し親善政策を示すと同時に、両国の懸案解決を図ろうとした。1930年12月、王正廷は重光と度々会見し、南京事件・漢口事件の賠償問題に関する交渉を行い、12月中旬に至り、双方は諒解に達した。また、日中電信交渉に関しても、同31日両国の間に意見が一致に達し、新条約の仮調印を完了した<sup>22)</sup>。

このようにして国民政府は日本に警戒心を抱きながら、対日外交への対処を慎重に行おうとした。だが、その一方で、両国関係の中心課題である満蒙問題とりわけ満蒙鉄道交渉を、だれ（東北の張学良か中央の王正廷か）がどのように解決していくべきか、国民政府において最終的決定がなされないまま、満蒙鉄道交渉が開始されることになった。

## 2 満蒙鉄道交渉にみる国民政府と東北政権の対立

### 1) 満蒙鉄道交渉の開始と王正廷の対応

浜口首相が襲撃され重傷を負った1930年11月14日、幣原外相は「満州に於ける鉄道問題に関する件」と題とする交渉方針を重光代理公使と各関係機関に送付し、日本政府の満蒙鉄道問題の方針を明らかにした。幣原の満鉄交渉方針は満鉄競争線の発達を防止することを主眼としたが、中国側に対してかなり融和的であった<sup>23)</sup>。

12月17日幣原は同じ趣旨を汪榮宝駐日公使に表明し、次のように述べた。

「日本側は苟も支那側にして満鉄の死命を制せんとする如きことを企図するは、到底容認の限りに在らざるも、然らざる限り両国鉄道の共存共栄を図り度き考えにて、此の見より満鉄をして其の業務に関する事項として地方的に東北当局との間に諸般の懸案の調整解決に当らしめたく考えなるが、右は何等強迫的意志もなければ、何等要求がましき一方的提議をなす訳には非ず、全く共存共栄の見地より實際的に諸懸案の調整をなしたしといふに過ぎざれば、御安心ありたし」<sup>24)</sup>。

つまり、満鉄交渉に関する幣原の基本方針は、満鉄競争線の開発は全く認められない、交渉は国民政府ではなく東北当局と地方的に行われる、交渉に当って、日本側から新たな要求を提出しない、というものであった。

ここで注目すべきは11月19日吉田外務次官より木村鋭先満鉄理事に宛てた電報である。その中で吉田次官は鉄道交渉を開始しようとする理由を次のように語った。

「当方としても本件の如き重大且複雑なる問題が一朝一夕にして解決せられ得べきものとは認め居らず、又別段内政上の理由の為、無理に之が促進を計らんとするが如き考に非ざるも前記支那側の態度に顧み、此の際先方の機先を制して本件折衝の緒を開き置くこと緊要なりと思考し居る」<sup>25)</sup>。

重光葵は、「幣原外交」における対中国政策を次のように述べている。

「日本は従来しばしば支那側と折衝し、困難なる満州関係の問題はあとまわしとし満州関係の問題は触れることなく支那全土についてまづ不平等条約の改訂を進め、これを機として日支関係の全般的改善を計り、その結果改善された空気の下に、困難なる満州問題を解決しようといふ順序で談を進めて来た」<sup>26)</sup>。

すなわち、「幣原外交」の対中国政策とは、不平等条約の改正により国民政府との関係改善を優先して、満蒙鉄道のような困難な満蒙問題に手を触れずに、その解決を後回しにしようとするものであった。このようなアプローチは王正廷外交の対日政策のアプローチと一致している<sup>27)</sup>。そして、このような「暗黙の了解」は既に1929年10月王正廷外交部長と佐分利公使の間で成立していた<sup>28)</sup>。しかし幣原は、中国との治外法権撤廃に関する交渉がまだ開始されず、日中両国関係が十分改善されないまま、「先方の機先を制して折衝の緒を開き置く」ため、満蒙鉄道交渉を開始しようとした。

突如浮上した鉄道問題に対し中国側は、どのような態勢を以て対処しようとしたのであろうか。1930年11月から翌年5月にかけて、国民政府にとって最も重要なのは、対外的には治外法権撤廃であり、国内では国民会議の招集であった。だが、蒋介石は治外法権の撤廃より国民会議の招集に重点をおいたのである<sup>29)</sup>。一方、東北の張学良政権が解決を迫られていたのは、敗軍たる山西・西北両軍の再編整理問題とそれに伴う経費問題、及び東北における国民党党部の設置問題であった<sup>30)</sup>。したがって、蒋介石の国民政府も、張学良の東北政権も、懸案である満蒙鉄道交渉に応じる中国側の準備態勢を整えることができないまま、鉄道交渉に入ることになった。そのため、鉄道交渉を誰（東北の張学良か中央政府の王正廷か）がどのように行うべきかに関して、中国側は一致していたわけではなく、国民政府と東北の張学良政権との間に、また南京国民政府内部では、蒋介石・鉄道部長孫科と外交部長王正廷との間の意見対立を含んでいた。

国民政府内部には、満蒙鉄道交渉問題を重大視する勢力があった。国民政府司法院副院長張継はその一人である。1931年2月2日の演説において張継は、吉会鉄道沿線地方が東三省中で最も重要な地方であるから、日本が吉会線を強制的に敷設しようとするのは極めて重大であり、これは日本帝国主義の経済的・交通的侵略の現われであると強調し、更に日本による朝鮮人の移民政策が土地を資本とする日本の対満蒙政策の遂行であるとして、鉄道問題を含む満蒙問題に関して日本への警戒感を示したのである<sup>31)</sup>。

また、鉄道部長孫科は、「全国統一」の見地から東北鉄道管理権の中央移管を目指して、鉄道交渉を国民政府が行うべきと積極的に主張した。蒋介石も鉄道交渉が鉄道部と外交部の職権に属するものだと考え、中央の威信を維持するためできるだけ鉄道問題を外交部が処理すべきと主張した。しかし、これに対し外交部長王正廷は、「東北の新鉄道計画は東北側が単独に行ふ処にして、若し日本側が満鉄東北両鉄道の権利均衡を希望するに於ては直接東北当局に対し談判せらるべく、中央としては別に主張なき旨」<sup>32)</sup>という考えであった。これは注目すべき発言である。つまり、元来政治問題であった満蒙鉄道問題を地方的問題として、その解決を東北政権に任せようとするのは、少なくともそれまでの国民政府のこの問題に対する立場を離脱するものであった。満蒙鉄道問題、言葉をかえれば、満蒙における日本の特殊権益という問題、または日中両国間の緊張の原因という問題についても、王正廷は純粹に地方的問題という発想から出発した、というのである。

では、なぜ王正廷は満蒙鉄道交渉に対してこのような態度をとるのか。その理由として、次の

ことが考えられる。

第一に、それは王正廷の「順序ある外交」プランによるものであった。鉄道利権の回収は王正廷外交プランにおいて最終段階に位置するものであり、彼にとって当面最も重要なのは治外法権の撤廃であった<sup>33)</sup>。したがって、彼としては、治外法権撤廃問題や租界・租借地の回収問題が解決されるまで、鉄道問題を含む困難な満蒙問題に手を触れることを望まなかった。「満州問題就中鉄道問題は極めて複雑且重大なるに付、学良とも篤と打合せ急激に趨ることなく、先づ日華両国の感情の融和を計り徐々に円満なる解決を遂げしめたき意向なり」<sup>34)</sup>と示されたように、王正廷は満蒙鉄道問題が極めて複雑であるから、それを円満に解決するために、まず日中両国の感情融和を図り、その上で徐々に解決していくべきだと考えていたからである。さらにこの問題に関して、王正廷は佐分利公使や重光公使代理との間にすでに「暗黙の了解」を取りつけていたのである。

第二に、対ソ・対日外交において王正廷と張学良との軋轢である。東三省易幟後、王正廷は東北側の外交権を中央に移管し、外交統一を図ろうとしたが、これは東北側の様々の抵抗を呼び起した。中東鉄道事件後、対ソ外交の処理をめぐる王正廷は張学良の不興を買っており、張学良は王正廷の外交部長解任を度々蒋介石に要求しており、王正廷は不安を感じていた<sup>35)</sup>。1930年11月の国民党3期4中全会及び蒋介石・張学良会談により、東北の外交・交通・財政・軍事の中央移管が決定されたが、現実にはそう簡単にはいかなかった。1930年12月6日、張学良は中国人記者に、「東北の財政・交通は全国のそれと同様に中央の統一管轄に属する。しかし地方にはそれを管理・建議する権利があるべきである」と語り、さらに9日日本人記者団に対し、「外交は国家の外交であるから主義上の大問題は当然中央でやる、しかし地方的問題は自分の手許でやる決心である」と強調した<sup>36)</sup>。このように張学良は外交・交通などを無条件に中央に移管することに反対する姿勢を示していた。

第三に、1931年には王正廷の外交工作は国民政府内で厳しい批判を受け、その政府内の地位は危機に瀕していた。国民政府は治外法権撤廃を1931年の最重要な外交目標としたが、王正廷が努めていた治外法権撤廃交渉はなかなか進まなかった。また、懸案である南京事件・漢口事件の賠償問題のみを一方的に解決しようとする王正廷の対日姿勢は、各方面からの批判を受けており、王正廷の地位さえ危険となる虞があり<sup>37)</sup>、そのため、王正廷は国民党中央から「妥協外交を放棄して革命外交方針に転換し以て各国の自覚を促進せよ」との叱責を受けていた<sup>38)</sup>。

こうした情勢で、王正廷は、東北政権の利害にかかわって、さらなる困難な満蒙鉄道問題に関与したがいなかった。そのため、蒋介石が中央の威信を維持するためできるだけ鉄道問題を外交部が処理すべきである、と王正廷に求めた時、それに対して、王正廷は「東北外交事件にして若し中央と直接利害無きものは、東北をして弁理せしむべきを最善とし、現在の中日鉄道交渉に就ても外交部は固より締結の真相は之を承知し置くの要あるも、その交渉には干渉することなく以て外交部の責任の煩瑣及徒勞を軽減すべし」として、婉曲に蒋介石の要求を拒否した<sup>39)</sup>。

## 2) 鉄道交渉に対する張学良の態度

1931年1月21日、林久治郎奉天総領事は張学良に対して、懸案である鉄道問題に関して日本側が何ら新しい要求を提出せず、誠心誠意張副司令（張学良）と共にその未解決事項を協議して解決しようとする幣原外相の意図を伝え、鉄道交渉を開始するよう求めた。これに対し張学良は、自己の権限で解決できる事項ならば喜んでその解決に努力し、そうではない事項ならば難しいであろうと述べ、日本側提案の要領を聞いた上方針を決定するとの対応を示した<sup>40)</sup>。翌日張学良と木村鋭市満鉄理事との鉄道交渉が開始された。木村は、法理論問題を離れて事務的見地からまず軽微なる懸案を解決し、将来の対策を冷静に考慮する基礎を作るとの交渉原則を示し、今回交渉の要点として、新線問題、並行線問題、鉄道の接続連絡運賃協定問題、借款整理問題、の4項目を提出した。さらに木村は、元来政治問題であった平行線禁止問題に関して、実際的利害関係をもつ鉄道当事者間で技術的・事務的に解決する方法があり、各自の政府が当事者間の実務的解決妥協案を認めるならば、政治的・外交的問題は自ずから消滅すると述べた。これに対し張学良は、関係方面と協議の上、再度会談する機会を設けようと思えた<sup>41)</sup>。

日本側の新聞報道に神経を尖らせていた張学良は、林総領事の談話と木村理事の説明により、はじめて日本側の意図を直接知り安堵したのであった。張学良から見れば、木村提議のなかには、少なくとも東北側を直接脅威させるものはなかった。張学良はこの程度の相談ならば、自分として交渉開始を回避する理由がなく、むしろ進んで誠心誠意協議していきたいと考え、日本との交渉に着手するよう決意した<sup>42)</sup>。日本に対して緩和政策をとり鉄道交渉は可能な範囲で譲歩し、事態の悪化を防ぐというのが、張学良の考えであった<sup>43)</sup>。そして、1月23日に開かれた東北政務委員会では、日本側の提議は堅実であり、木村による交渉の精神も真面目かつ平和的なので、満蒙鉄道交渉を開始すべきとの意向が明らかにされた。張作相・吉林省長も木村に対し、「この精神にて進行せば満蒙の解決を見るべしと信ず」と表明し、更に、「双方共自己の立場を固執し相手方に強要するの態度に出でざるに於ては妥協案を見出し得べし」と強調した<sup>44)</sup>。

だが、鉄道交渉に関する上記のような張学良の態度に対し国民政府は、強い不安を抱くことになった。特に胡漢民や孫科らは鉄道交渉について、東北側からなんらの報告もなく、真相が判明しないことはきわめて遺憾であると表明した。国民政府は張学良に対して、「東北が強硬なる態度に出て日本に屈服せざることを切望し、全力を挙げて東北を援助する」と伝える一方で、次のことを承諾するよう要求した。それは、満鉄交渉を中央に移すこと、鉄道建設に関する日本の要求を拒絶すること、満鉄交渉に鉄道部代表が列席すること、日本との間に如何なる条約も締結しないこと、鉄道建設交渉事務を中央と東北が共同で執行すること、というものであった<sup>45)</sup>。

2月13日国民政府は再び張学良に打電し、鉄道交渉は極めて重大であるとして、それに関する東北側の方針や準備状況を国民政府に報告するよう求めた<sup>46)</sup>。さらに、16日国民政府は「副司令の国土守護の責任は人後に在るべからず」と、日本に妥協しないよう張学良を激励した<sup>47)</sup>。

そして、国民政府の再三督促を受けた張学良は、2月14日、鉄道交渉に関する三つの原則を



鉄道部に示して意見を求めた。それは、日本が東北鉄道政策を阻害しない、日本が借款を口実にして中国内政に干渉をしない、日本側が要求した「利益均分」をできるかぎり容認するが、独占は許さない、というものであった。更に張学良は、「右の他は随時対策を講ずることとすべく、要するに国権を喪失せざるを唯一の主張と為し居れり就ては、右に付何分の儀御指令を仰き度」と付言した<sup>48)</sup>。ここで張学良は国民政府向けの決意を表明する一方、鉄道交渉に関して日本に譲歩すべきこと、及び具体的交渉に国民政府が干渉すべきではないことを示唆した。

また、20日蒋介石と孫科に宛てた電報において張学良は、鉄道建設は元々中国の内政問題であり、交渉する必要がないと述べ、それに関する木村との協議は正式な外交交渉ではなく、単に友好的な「協商」だと強調した。さらに張学良は東北の鉄道建設が「資金の調達出来次第建造に着手すべき状態に在る」として、その建設の遅れの原因を国民政府に帰し、そのための資金を要求した<sup>49)</sup>。実際、張学良は、財政難に喘いでいる国民政府には東北鉄道建設に資金を調達する余裕も意図もあるとは信じていなかった。したがって、中央に鉄道建設資金を要求するのは、東北側による対日交渉を可能にする口実に過ぎなかったと考えられる。

2月27日、張学良は木村との2度目の会見を行った。張は今回の交渉は政治的色彩を避け、鉄道実務者の見地より実務的懇談を行うことを前提として、東北交通委員会副委員長高紀毅が担当することを明らかにした。双方は、交渉は非公式懇談又は商議の形式をとり、互に率直に意見を交換し、相互の立場を尊重し、共存共栄の解決を目指す精神の下に、先の4項のうちいずれが解決可能かどうか検討することについて、一致を見た。木村によれば、張学良は「幣原外相並びに木村理事の面子を重んじて是非とも解決可能なる問題に付ては、この機会に於て解決を図る」という姿勢であった。また交渉について張学良は、本問題を国民政府に早めに報告すると「種々の容喙を招く」おそれがあるので、何らの報告や連絡もしていないが、今後交渉の進展に応じて南京に報告するるとしたい、と述べた<sup>50)</sup>。先に見たように、鉄道交渉に関し張学良は、中央政府に何等の連絡もとっていないのではない。ただ、実際張学良は、交渉に対する中央の干渉を避けるため、自分に都合のいい報告だけを中央に送っていたのである。ここにおいて張学良は、国民政府と日本政府を互に牽制させることにより東北側の權益保護を図ろうとしているかのようであった。

国民政府を交渉から排除しようとする張学良の姿勢に対し、蒋介石は不安を抱いた。蒋介石は東北鉄道交渉が外交部・鉄道部の職権に属し、「其の成敗は党国の利害に影響あるを以て曩に中央代表の同会議参加方要求せることあるも、東北の現状より見て圓滿なる結果を得難きに依り変通弁法を講せざるべからず、依て中央会議の議決に基き」、奉天の呉鉄城・国民党の中央執行委員と陳廷炯・津浦鉄道委員長を満蒙鉄道交渉監視専門員に命じ、裏面より交渉の成り行きを監視させるとした<sup>51)</sup>。呉鉄城は、張学良の態度を「日本に対して譲歩し以て中央干渉の糾葛を避け有耶無耶に解決せむとするもの」<sup>52)</sup>、及び「必要の場合に於ては双方一步を譲りて圓滿解決せむとするもの」として、「張は専ら北方勢力の結合を意とし絶大なる野心計画を有し、日露の侵略に対する防御は之を等閑に附し居れるを以て外患は頗る畏るべきものあり」<sup>53)</sup>、と張学良の対外交

協的・反中央的態度を批判した。

一方、日本側の報道に刺激された中国側の輿論と民衆団体は、木村理事が張学良に何らかの新しい要求を提出し、又は張学良が日本に譲歩したのではないかと疑い、張・木村交渉の内容を発表するよう張学良に要請した。例えば、東北における反日運動の一つの中心である「遼寧国民外交協会」（1929年6月に成立）は2月8日、鉄道交渉に関する建議書を張学良に提出し、日本側が要求した吉会鉄道の敷設を絶対に承認しないよう張学良に要求した。彼らは、交渉の事情を民衆に公表して必要な場合には、交渉を中央に移管して日本の野心を極力阻止するようにと主張した。それに対し張学良は、鉄道交渉に関する具体的意思表示を避け、「自分個人の愛国心は、決して人に劣るものではなく、鉄道交渉に対しても、民意に従った考えで、既に対策を準備中である。民衆団体はもしその知力を傾けて政府に献策すれば、必ずできる限り受け入れられるであろう」と答え、遼寧国民外交協会の要求を拒絶した<sup>54</sup>。

また、張学良の意見を代弁していた『大公報』も張・木村交渉を秘密外交として強い不満を持っており、木村の提出した4項目要求及び交渉経過を民衆に公表するよう求めていた<sup>55</sup>。

つまり、鉄道交渉に対する張学良の態度は、できる限り日本に譲歩して鉄道問題を地方的に解決しようとする、日本との交渉を秘密的に行うこと、というものであった。では、なぜ張学良は国民政府と輿論の非難を浴びながら、鉄道交渉を国民政府に移さず、日本側に譲歩をしながらも秘密交渉を行うのか。その理由として、次のことが考えられる。

第一に、張学良が国民政府に強い不信感を持っていた点である。中原大戦後、国民政府が東北側に約束した軍資金、山西敗軍の編遣費及び鉄道建設費を与えず、ただ税収の中央への移送を要求されたこと<sup>56</sup>、東北政権の力を日露にきづけにするため、また東北の犠牲によって対外強硬の実を国民に示すため、1930年末から1931年前半にかけての国民政府が対外強硬策を東北政権に繰り返し要求したことなどが、張学良の不満を増大させた<sup>57</sup>。東北政権の利害にかかわる鉄道交渉を国民政府が行うならば、東北政権の立場を無視することになるのではないかと、張学良は疑っていたのである。

第二に、張学良の中央進出に伴って生じた東北政権と国民政府の対立、華北の政争、東北における旧派（中央進出に反対し東北保全を志向する者）の台頭などが、張学良を悩ませていた。張学良にとって最も重要なのは華北における指導権の確立であり、したがって、外交において強硬な態度をとるのは実際上不可能であった<sup>58</sup>。例えば、2月15日張学良の腹心王樹翰は莫德恵に宛てた電報において次のように述べた。張学良が対日交渉に積極的な態度をとらないのは、日本とソ連との交渉を同時かつ急進的に行うのが困難であるから、というのである。さらに王樹翰は、「遼寧国民外交協会」の提出した過激な要求は絶対に張学良の本意ではないとして、同会の活動を禁止するよう莫德恵に要求した、というのである<sup>59</sup>。

第三に、田中内閣による山東出兵、済南事件、5・18覚書の提出、張作霖爆殺事件、東三省易幟への阻止などにより、張学良は日本の軍事的謀略や干渉に強い警戒感を抱いた点である。張学良は「自分は相当に遠大なる觀察を為して事に処せんとしつつあり、現在の満州に於て日本と衝

突して如何なる結果を招くべきやを良く諒解し居れる」と述べたように、日本との衝突を恐れていた<sup>60)</sup>。したがって、事態の悪化を防ぐため、「日本に対しては緩和政策を採り鉄道交渉は可能の範囲にて譲歩」するしかない、と張学良は考えていた<sup>61)</sup>。

国民政府や世論からの不信を負う中で、張学良により任命された交渉主任高紀毅は、3月6日、木村との第一回会談を行った。会談において高紀毅はまず、自分の交渉権限を木村に説明した。高は木村の提示した4項目のうち、日本と条約協定ある各鉄道敷設問題、南滿鉄道の平行線問題、の二項についての討議は自分の権限範囲を超えており、自分が単に鉄道当局の資格で鉄道上の実際問題のみを討議できると述べ、鉄道上の実際問題としての、各鉄道運賃の改訂及び運賃競争防止問題、日本において請け負った各鉄道の工費を借款に改める問題を木村理事と討議したいと主張し、<sup>62)</sup> についての日本側の意見を鉄道部及び上級官庁に伝えたと約束した。これに対し木村理事は大筋では賛意を示したが、<sup>63)</sup> の並行線問題に関して、「一括討議」の必要があると繰り返し強調した。結局、後日木村より討議必要とする「理由書」を高に提出することに決した<sup>62)</sup>。

一方、高・木村会談と同じ日に、張学良は国民政府に打電し、満蒙における日本の経済的侵略計画を阻止するために、次の三項目の要求を国民政府に要求した。それは、<sup>64)</sup> 鉄道建設資金の半分少くとも三分の一を国民政府が支給すること、交渉の前途を楽観視することはできないので、国民政府の絶対的援助が必要であり、また必要があれば交渉を中央に移管すること、国民政府が交渉の具体的方針を示し、以て「越権の非」を免れること、というものであった<sup>63)</sup>。鉄道部長孫科は、張学良の三項目要求を「事理明白且正当」としながらも、国内政情の不安（3月1日蒋介石は胡漢民立法院院長を監禁）のため、中央に報告しても、直ちに決定が下せないと考え、張学良の諒解を極力求めるしかできなかった<sup>64)</sup>。

ここで国民政府は、「東北鉄道交渉の解決困難なること及假令解決するも我方の失敗に帰すべきことは早くより豫想せられ居る所なり」として、「交渉を遅延せしめ日本側が本件交渉を中央に移管方請求するを俟て改めて正式に交渉を提起せむとする意向なるに付交渉を不得要領ならしめむとする」政策をとった<sup>65)</sup>。国民政府は「交渉を不得要領ならしめ」ることによって交渉の中央移管を図ろうとした。

そして、3月14日王家楨外交部次長は、「奉天当局に対し大局上の見地より交渉を促進する様勸説せられたし」と依頼した重光に対して、木村の提出した4項目内鉄道連絡運賃と借款契約改訂の問題は、高紀毅の手で地方的に処理できるが、その他の問題は中央に関係していると語り、鉄道交渉を単に張学良の東北政権と行うべきではないと示した<sup>66)</sup>。それは鉄道交渉に対する国民政府の立場を示したものであると言えよう。すなわち、鉄道連絡運賃と借款契約改訂の問題は地方の問題として東北側との交渉により解決することができるが、並行線問題及び日本との条約協定済各鉄道敷設問題は国民政府と折衝すべき、というのである。しかし、前述したように、外交部長王正廷は鉄道交渉を依然として東北政権の責任で行うことを強く欲していた。

だが、3月中旬以後、高紀毅と木村との交渉は停頓に陥った。その理由は、<sup>67)</sup> 鉄道交渉をめぐ

る仙石総裁と木村理事（満鉄と外務省）との意見対立により両者が相次いで帰国したため、日本側の交渉担当者が不在になったこと、4月14日幣原代理首相が若槻内閣に交代したため、日本政府の満蒙鉄道問題対策が中断したこと、国民会議の出席と病気による張学良の不在などであった<sup>67)</sup>。

### 3 対日政策の調整

一方、満蒙鉄道問題解決交渉が停頓状態に陥った頃、治外法権撤廃に関する日中間の交渉が開かれることになった。日本は治外法権撤廃の交換条件として内地開放の承認を国民政府に求めたが、王正廷は内地開放が中国と外国との不平等関係を無くしてから実行すべきだと主張した。すなわち、日本が旅順・大連を中国に返還した後、中国は日本人に内地を開放するというものである。ここで王正廷が表明したのは、旅順・大連や満鉄付属地の即時返還ではなく、内地開放のための条件であった<sup>68)</sup>。この頃、陸軍、とくに関東軍首脳部はすでに、外交交渉のみによる「満蒙問題」の解決に期待できず、「満蒙問題は之を我領土となすことによって初めて解決す」という結論に到達した<sup>69)</sup>。重光代理公使は、満州の情勢、日本軍部の態度を見れば、日中間の衝突は免れないとの結論を下し、外務省首脳に「今後の日シ関係はわが国際関係の全局上『堅実に行き詰まる』ということではなければならない」と提案した。そして、幣原外相も谷正之アジア局長も重光の提案を承認し、「堅実に行き詰まる」ということを日本の方針とした<sup>70)</sup>。

1931年6月11日、仙石総裁は病気を理由に満鉄総裁の地位を退き、後任に内田康哉が就任した。17日宇垣前陸相が朝鮮総督に任ぜられ、次いで陸軍の軍制改革案は、朝鮮への1個師団移駐を決定した。これら一連の事実は日本が満蒙の権益を固守しようとする態度を示すものと見られた<sup>71)</sup>。そして6月19日国民政府は、張学良に打電し、「今回日本政府は内田伯を満鉄総裁に任命せるが満蒙の権利を重視し経済武力外交の組織に依り東北を圧迫せんとするは一大脅威なり」として、日本の一連の動きに警戒感を示すと同時に、鉄道交渉に関して中央と協力して慎重な態度をとるよう張学良に要求した<sup>72)</sup>。

その後、万宝山事件、朝鮮で大規模な中国人迫害事件、中村大尉事件が相次いで起き、東北における日中関係の緊張が急速に高まっていくことになった。当時中国ではほとんどが、万宝山事件など一連の事件を日本の陰謀工作として見ていた。例えば、7月7日付の『大公報』社説は、万宝山事件は「日本の対『満蒙』政策の新たな試みであり、決して局部的な問題や突発した事件ではなく、特に朝鮮農民の責任ではない」と評した<sup>73)</sup>。張学良は「万宝山事件は事小なりとは雖も、日人の用意周到なるを見れば性質極めて重大にして、満蒙の前途は楽観し難きものある」として、強い危機感を示した<sup>74)</sup>。だが、確かに一連の事件は国民政府や張学良の東北政権に衝撃を与え、対日警戒心を強めさせたが、蒋介石の国民政府も張学良の東北政権も、日本と事を構えることは不利と考え、日本との緊張を緩和するために、対日政策の調整に踏切った。

第一に、国民政府は在日本中国公使館の大使館昇格を図り、知日派の蔣作賓を駐日公使に任命

して、対日関係の打開を図ろうとした点が、それに当らう。

日中両国の公使館を大使館に昇格させるのは国民政府の一貫した政策であった。1929年10月佐分利公使との会談において王正廷は、両国関係を良好にするため、大使館昇格や治外法権撤廃につき何らかの措置をとるよう日本に求めた<sup>75)</sup>。だが、その後、佐分利公使の変死と小幡公使アグレマン拒否により、日中関係が一時悪化した。小幡公使に対する誤解をなくして、日中親善を図るために、王正廷は小幡公使アグレマンを国民政府が承認すると同時に、公使館を大使館に昇格させると申出たが、日本に拒否された<sup>76)</sup>。

その後、1931年6月3日、王正廷は重光臨時代理公使に対して、国民政府が「日本に対する大使を派遣したき意嚮を有する」と表明し、中国側と同様の措置（大使派遣）を日本に求めた<sup>77)</sup>。これに対し日本は、時機尚早として中国側の大使交換提案に応じなかった<sup>78)</sup>。7月9日王正廷は、「現在の汪公使よりも中央政府及党部に關係深き重要人物を派する事両国国交上極めて肝要」として、帰国中の駐独公使蒋作賓を公使として派遣する意向を表明し、日本政府の承認を求めた<sup>79)</sup>。そして協議を重ねて、日本政府は王正廷部長が小幡公使アグレマン拒否取消しを声明することを条件として、蒋作賓公使のアグレマンを承認すると同時に、重光臨時代理公使を公使に昇格させると決した<sup>80)</sup>。

蒋作賓は日本陸軍士官学校卒業で、中国国民党の元老の一人であり、蒋介石に厚く信頼されてきた知日派である。日中両国間の諸懸案について、蒋作賓は外交交渉とりわけ日中両国間の直接交渉により解決すべきと主張した。1928年北伐完遂後、蒋作賓は日中戦争を未然に防ぐため、国民政府に「日本との交渉を常に行わなければならない。日本に冷淡なことはしてはいけない。ソ連との国交正常化を回復しなければならない」と提議し、対日交渉に取り組む一方、ソ連とドイツとの関係改善を図り、日本を牽制すると主張した<sup>81)</sup>。1931年5月、ドイツから一時帰国した蒋作賓は、東北での日中関係の緊張状態に鑑み、国民政府に「対日交渉を軽視できない」と力説し、至急に「中日交渉委員会」を設立して、対日交渉に取り組むことを提言した<sup>82)</sup>。これを受けて、蒋介石は蒋作賓を日本へ派遣することに決定し<sup>83)</sup>、8月13日国民政府は蒋作賓を駐日公使に任命した。満州事変勃発後、事件の拡大を避けるため、蒋作賓は国民政府による国際連盟提訴に反対し、満州事変問題を日中両国間の「直接交渉」により解決すべきと強く主張した。そして国民政府が、満州事変を国際連盟に提訴した後も、蒋作賓は事変の解決を、国民政府が国際連盟を利用しながら、自ら図るべきと主張し続けた。さらに、中国側が日本の商租権を認める代わりに、日本が中国における治外法権を撤廃し、そのうえ、日本軍撤退に関する交渉を開始し、両国親善関係を図るとの諒解が幣原外相との間に成立した<sup>84)</sup>。

したがって、蒋作賓の駐日公使任命は国民政府が日本政府と満蒙問題につき直接交渉を開始する試みであったと言える。

第二に、国民政府は「安内攘外」政策と対日「不抵抗」政策を確立し、日本との衝突を避けようとした点である。「安内攘外」政策とは、日本の侵略に対抗するため、まず国内の基盤を固めようとするものであり、「不抵抗」政策とは、日本軍との衝突、または衝突拡大を避けるため、

日本軍の軍事行動に抵抗しない政策であった。こうした政策の萌芽はすでに済南事件への対処に見られたが<sup>85)</sup>、この頃に至って、「安内攘外」政策と「不抵抗」政策は対日政策として正式に確立された。

他方、1931年5月28日、蒋介石の国民会議強行に反発した反蔣各派は、広東に国民政府樹立を宣言し、中国の政局は再び流動化しつつあった。不安定な国内情勢に鑑み、国民政府は6月外交部に対し、「内乱の影響の為、交渉の順調を期し難きものに対しては寧ろ暫く停顿せしめ以て国権の喪失を防ぐこととし、内乱平定後改めて交渉を継続する」と命令した<sup>86)</sup>。王正廷部長も、時局の不安定が外交に頗る影響を与えるものとして、中央政治委員会外交組の諸委員と慎重に協議を行い、「中央より各省軍政長官に対し、現時局安定し広東事件解決するに至る迄各軍政長官は沈著隠忍の精神を以て消極的に露日の侵略政策を牽制抑圧すべく、大局平定を俟つて中央は全力を挙げて交渉に当り頽廢せる外交の轉換を期すべし云々との趣を電令すること」に決定した<sup>87)</sup>。

万宝山事件・朝鮮事件勃発後、国民政府は、日本に対して抗議をする一方、民衆運動の取締りや張学良政権への警告に一層の重点をおいた。例えば、于右任・国民政府人事院長は、本来国民政府が対日交渉に強硬な姿勢示すべきであるが、軍閥の反乱により外交方針は「一面平静なる態度を以て理に據りて抗争すると共に、一方内乱の平定を待つべきなり。全国民衆は時難を諒察し、軌外行動に出て外交の悪感を惹起し、涉外紛糾事件の増加を来す如きことなきを要す。又東北同土に於ても右の理を明察し、軽率なる挙措に出てざる様希望に堪えず」と述べ、内乱の平定を優先すべきことと、対日外交を慎重に行なうべきことを強調した<sup>88)</sup>。

7月23日蒋介石は「告全国同胞書」を發表し、「臥薪嘗胆の精神を以て安内攘外の奮闘を行わなくてはならない」と呼びかけた。このなかで蒋介石はこの政策を採用する要因を、粵桂軍閥の反乱、石友三の叛、赤匪、「朝鮮華僑惨案」とした。そして、蒋介石はこれらが互に関連しているとして、「攘外するために、まず安内すべきである……赤匪を消滅して民族の活力を回復しない限り、侮りを防ぐことはできない。叛乱を平定して国家の統一を完遂しない限り、攘外をすることはできない」と主張し、「安内攘外」政策を正式に打ち出したのである<sup>89)</sup>。それに続いて、8月4日蒋介石は、「攘外」のため、まず「安内」すべきであると強調し、国民の排日運動に対して慎重な態度をとるよう、国民政府に要請した<sup>90)</sup>。

こうした「安内攘外」政策に基き、蒋介石は日本軍の挑発に対し、「不抵抗」政策をとることに決した。7月11日蒋介石は張学良に打電し、「日本は素より狡猾陰険なるが、我国は尚之對抗し得べき時期にあらず」として、排日貨・排日宣伝をいましめ、「民衆をして軌外の行動なきよう監督ありたし」と命令した<sup>91)</sup>。また、8月16日蒋介石は張学良に、「今後、日本軍が東北でいかなる挑発をしても、わが方は不抵抗をもって努めて衝突を避けなければならない。貴兄においては、決して一時の憤りに駆けられて、国家・民族のことを顧みないような態度をとらないように」と命令した<sup>92)</sup>。そして、9月12日蒋介石は石家荘で張学良と会談し、「最近得た信頼できる情報によれば、日本軍は今にも東北に何らかの行動を起こそうとしている。われわれは十分な実力をもっていないため、戦うことはできない。[生じたことを] 国際連盟にて取り上げ、平和的に解

決するのが私の考えである。今回、君と会談する最も重要な目的は、君をして、東北軍が日本軍に攻撃されたら抵抗しないように徹底させることである」と述べ、日本との衝突を極力避けようとした<sup>93)</sup>。

こうした蒋介石の「不抵抗」政策は、張学良も支持していた。というのは、東北における日本軍の挑発に対しては「不抵抗」政策をとることが、張学良の既定の方針であったからである。例えば、張学良はすでに7月6日に東北政治委員会に、「もし、現段階で日本との間に戦争が行われれば、われわれは必ずや敗戦するだろう」として、中国側が「如何にしても日本との衝突を避けるべきであり、できる限り公理に則って日本と対応をする」と打電していた<sup>94)</sup>。また、7月7日王家楨に発した電報において張学良は、「日本人は我国の多事軍事緊張の際に付け込み、百方禍端を開き武力を以て満蒙を圧迫せむと企図し居れば、若し衝突するが如きことあれば、一挙に旅順・大連の二の舞を演じ、満蒙も日本人の領するところとなるやは明かなるを以て、当方に於ては極力衝突を避くることとし、已に各省当局に対し平和的に鎮静なる態度を持する様命令し置きたり」と述べ、日本との衝突を極力避けて、すべてを平和的に処理すべきと強調した<sup>95)</sup>。さらに張学良は9月6日に瀋陽近郊の北大営に駐屯している王以哲・東北軍独立第7旅長に、日本軍からどんな挑発を受けても忍耐すべきであり、日本軍と衝突してはならないと厳命した。同日、張学良は同じ趣旨の電報を臧式毅と東北辺防軍参謀長栄臻及び張作相に打電した<sup>96)</sup>。したがって、日本軍に対して「不抵抗」方針をとることについて、満州事変前から張学良は蒋介石と一致していた。そのため、9月18日日本軍の攻撃を受けた東北軍は、反撃をしなかったのである。

そして、第三に、国民政府も張学良も満蒙問題の解決を図ろうとした点である。万宝山事件後、張学良は日本との緊張状態を緩和するため、万宝山事件を地方問題としてその解決を図りながら、満蒙問題に関して、私的ルートを通じて日本との妥協を探ろうとした。

8月16日、張学良の意を受け大連に来訪した湯璽和は仙石総裁を訪れ、日中両国関係の悪化と日本陸軍の反張学良運動に対する憂慮を内田に訴え、翌日木村と会談を行った。会談において湯璽和は、危機を回避するには、どうすればよいか、と木村に尋ねた。内田の意を受けた木村は湯璽和に対し、「目下少壮軍人の活動を唯壓迫抑制するのみなるに於ては、却て彼等をして爆発せしむる惧あるのみならず、対外同志会其他対支強硬論者は固より、日本の国論を少壮軍人の立場に同情せしめ一層過激化せしむるの虞あり」と述べ、「此の際日本の国論が遂に支那側に強要せざるを得ざる事情に立至る前に、機先を制して支那側より自発的に吉会長大線の建設に付全然新なる提案を為さるれば、日本の国論は意外の感に打たれて一部の強硬過激論は霧消すべし」と説得した。木村はさらに次のように警告した。

「今や支那側に於て深甚なる考慮を要する時機ならずや思考す。実は日本に於ける有力なる政界の一部に於ては、吉会鉄道建設條約契約の破棄は直に間島協約の消滅ともなるものなりとの強硬論相当根強く、此の儘に放置せば間島地方の再併合論起るべし」<sup>97)</sup>。

張学良は、満鉄との交渉をやり直すことにより、緊張を「地方的」に解決しようとしたが、木村は日本軍部の「爆発」を防ぐため、強硬論の存在そのものを利用して、張学良の東北政権が日本の要求（吉会、長大両鉄道の敷設）を「自発的」に承認するよう迫った。

日中間の緊張を緩和するため、張学良は内田総裁との会談を図る一方<sup>98)</sup>、側近の趙欣伯、湯璽和を東京へ派遣して日本政府と陸軍に事態の緩和を講じようとした。また、張学良は、国民政府の代表を含む委員会を組織し、東北諸懸案を政治的に解決する意向を日本側に表明し、こうした張学良の方針に国民政府も同意した<sup>99)</sup>。

また、一方では、国民政府も日本政府と満蒙問題に関して、直接交渉を図ろうとした。8月25日、国民政府財政部長宋子文は、重光葵公使（8月6日公使に昇格）に対し、「根本重要の問題は暫く措き、差当り枝葉の問題に付出来得る丈の調節を為し良好なる空気を齎さんとの意思は有する」と述べ、東北旅行への期待を表明した<sup>100)</sup>。9月10日、再び重光を訪問した宋子文は、「幣原男爵等の態度は充分に了解するも軍部及之に關係する者の策動は懸念に絶えず」と表明する一方、満蒙問題に関し双方の協調可能なる問題も多々あるとして、「空気の緩和」と「協調気分の醸成」のため、大連などで宋・重光・内田による三者会談を提案した<sup>101)</sup>。そして宋・重光・内田による三者会談の具体案が作られたが、9月18日満州事変が勃発したため、この会談は実現しなかった<sup>102)</sup>。

## おわりに

以上、本稿では、いわゆる満蒙危機に中国側がいかなる態度をもって対処しようとしたのかについて、国民政府と張学良東北政権の対応に焦点をあて、これまでの通説的イメージの再検討を試みた。その結果、本稿では、満蒙鉄道問題解決交渉をめぐる中国側の対立を示すことができた。突如浮上した満蒙鉄道問題を、だれ（国民政府の王正廷か東北の張学良か）が、どのように対処していくべきか、国民政府において最終的決定がなされていないまま、満蒙鉄道問題解決交渉が日本政府と張学良東北政権との間で開始された。故に交渉に対する中国側の方針が乱れたと考えられる。蒋介石や鉄道部長孫科は全国統一と国民政府の威信の見地から、鉄道交渉は国民政府が行うべきと主張したが、そのような要求を日本に提出せず、ただ東北側に要求し続けた。これに対し王正廷は、自分の「順序ある外交」プランと、満蒙問題に関する佐分利公使と重光臨時代理公使との「暗黙の了解」と、東北外交権の中央移管をめぐる東北側との確執、及びその自分の外交に対する国民政府の批判に鑑み、鉄道問題を地方問題として、その解決交渉を東北側が日本と行うべきと主張し、鉄道問題に手を触れることを望まなかったのである。

他方、東北政権の張学良は、鉄道問題を政治・外交に關係するものと、東北に關係するものに分けて、日本側の提示した連絡運輸協定問題と、借款整理問題を解決する姿勢を示す一方、新線問題と満鉄の平行線問題を政治的・外交的問題として、その解決交渉を日本が国民政府と行うべきと主張した。従来の研究では、張学良が東北における日本の「多頭政治」と、外交権の中央移



管を責任回避の手段として、鉄道問題の解決を放置しようとした、と評されてきた。しかし本章で分析したように、鉄道交渉に関する張学良の態度は決してそのようなものではなかった。実際、張学良は国民政府による中央集権化から東北政権の権益を守ろうとしながら、可能な範囲において日本に譲歩することにより、日本との対立を避けようとしたのであった。こうした張学良の態度は、国民政府に対する不信感と日本の軍事的謀略や干渉に対する警戒感によるものであった。そのため、国民政府が鉄道問題解決交渉の中央移管を要求したにもかかわらず、東北側は独自の態度を取り続けたのであった。

日本との緊張を緩和し、日中間の衝突を避けるため、国民政府も張学良も日本との関係の見直しと対日政策の調整に踏み切ったが、満州事変の勃発により水泡に帰してしまった。

注

- 1) 尾形洋一「第二次『幣原外交』と『滿蒙』鉄道交渉」、『東洋学報』第57巻第3・4合弁号、(1976年)、同「東北交通委員会と所謂『滿鉄包囲鉄道網計画』」、『史学雑誌』第86巻第8号(1977年8月)。芳井研一「『滿蒙』鉄道交渉と『世論』」、『人文科学研究』新潟大学、第68輯(1985年12月)。金子文夫『近代日本における対滿州投資の研究』(近藤出版社、1991年)。佐藤元英「第二次『幣原外交』における滿蒙鉄道問題解決交渉」(小林英夫編『近代日本と滿鉄』、吉川弘文館、2000年)。
- 2) 芳井研一前掲文。
- 3) 今井精一「幣原外交における政策決定」、『年報政治学 対外政策の決定過程』(有斐閣、1959年)、105頁。伊藤之雄「浜口内閣と立憲主制の動揺」、『法学論叢』第149巻第6号、第150巻第1, 2, 4, 6号。
- 4) 張友坤・錢進主編『張学良年譜』(北京:社会科学文献出版社、1996年)上巻、523 - 524頁。
- 5) 尾形洋一「東北交通委員会と所謂『滿鉄包囲鉄道網計画』」、前掲書、42頁。また、『近代日本における対滿州投資の研究』において金子文夫は尾形洋一と同様の結論に達している。
- 6) 今井精一前掲文、108 - 109頁。
- 7) 関寛治「滿州事変前史(1927年 - 1931年)」、日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』(朝日新聞社、1987年版)第1巻、344 - 345頁、374 - 379頁。
- 8) 1931年1月2日、在上海重光代理公使より幣原外務大臣宛電報第33号、外務省記録A.1.1.0.1-13、滿蒙問題二関スル交渉一件 蒋介石全国統一後二於ケル滿蒙鉄道二関スル日、支交渉関係。(外務省外交史料館所蔵)、39頁。
- 9) 1930年12月28日、在南京上村より幣原外務大臣宛電報第952号、『日本外交文書』昭和期 第1部第4巻、777文書。
- 10) 「幣原大臣汪中国公使会談録」、日本外務省外交史料館所蔵外務省記録(以下、外務省記録と略す)A.1.1.0.10『帝国ノ対支外交政策関係一件』第2巻、251 - 258頁。「対日何嘗硬化 汪栄宝昨訪幣原」、『大公報』1930年12月18日。
- 11) 「年末年初に於ける国民政府の対外交渉」、『滿蒙事情』第112号(1931年1月25日)、13頁。
- 12) 1931年1月2日、在上海重光代理公使より幣原外務大臣宛電報第33号、外務省記録A.1.1.0.1-13、39頁。
- 13) 1931年1月22日、在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第40号(暗)、外務省記録A.1.1.0.1-13、56 - 57頁。
- 14) 1931年1月22日、在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第43号(暗)、外務省記録A.1.1.0.1-13、60頁。
- 15) 1930年11月13日、在南京王家楨より王樹常・于学忠宛電報、外務省記録A.6.1.0.5。『蜜電情報関係一件』(外務省外交史料館所蔵)、59 - 61頁。

- 16) 1931 年 7 月 22 日, 在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第 667 号, 7 月 23 日同 672 号電報, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 682, 683 文書.
- 17) 「一週大事彙述」, 『中央週報』第 164 期 (1931 年 7 月 27 日), 1 - 5 頁.
- 18) 王正廷「過去一年中外交部工作之回顧」, 中国社会科学院近代史研究所所蔵『王正廷近言録』, 101 - 102 頁.
- 19) 1931 年 1 月 1 日, 重光代理公使より幣原外務大臣宛電報第 1303 号, 外務省記録 A.1.1.0.10. 第 3 卷, 302 - 303 頁.
- 20) 1930 年 12 月 27 日, 重光在上海代理公使より幣原外務大臣宛電報第 1278 号 (極密), 外務省記録 A.1.1.0.10. 第 2 卷, 288 頁.
- 21) 1931 年 1 月 2 日, 在上海重光代理公使より幣原外務大臣宛電報第 33 号, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 38 - 44 頁.
- 22) 「年末年初に於ける国民政府の対外交渉」, 前掲書, 12 - 17 頁.
- 23) 外務省記録 A.1.1.0.1. 『滿蒙問題二関スル交渉一件 滿蒙鉄道交渉問題』(外務省外交史料館所蔵), 308 - 322 頁.
- 24) 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 4 卷, 772 文書.
- 25) 1930 年 11 月 19 日, 吉田外務次官より木村滿鐵理事宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1. 327 頁.
- 26) 重光葵『昭和の動乱』(中央公論社, 1952 年) 上巻, 46 頁.
- 27) 拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」, 『情報文化研究』名古屋大学情報文化学部・名古屋大学大学院人間情報学研究科, 第 17 号 (2003 年 3 月), 70 - 75 頁.
- 28) 1929 年 10 月 20 日, 在上海重光総領事より幣原外務大臣宛電報第 1219 号, 『日本外交文書 昭和期 第 1 部第 3 卷, 655 文書. 21 日同第 1221 号, 同書, 656 文書.
- 29) 拙稿「治外法権撤廃と王正廷」, 『日本福祉大学 情報社会科学論集』第 7 卷 (2004 年 3 月), 51 - 68 頁.
- 30) 尾形洋一「第二次『幣原外交』と『滿蒙』鉄道交渉」, 前掲書, 188 頁.
- 31) 「最近に於ける支那の外交に就て」, 『滿蒙事情』第 113 号 (1931 年 2 月 25 日), 30 頁.
- 32) 1930 年 12 月 14 日, 王家楨より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 149 - 150 頁.
- 33) 拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」, 同「治外法権撤廃と王正廷」, 前掲書.
- 34) 1931 年 1 月 15 日, 在天津田代総領事代理より幣原外務大臣宛電報第 18 号, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 43 - 44 頁. 「王外長与本報記者談話」, 『大公報』1931 年 1 月 15 日.
- 35) 土田哲夫「1929 年の中ソ紛争と『地方外交』」, 『東京学芸大学紀要』第 3 部門第 48 集 (1997 年), 192 - 194 頁.
- 36) 前掲『張学良年譜』(上), 525 - 526 頁. 『朝日新聞』1930 年 12 月 10 日.
- 37) 1931 年 2 月 28 日, 在南京上村領事より幣原外務大臣宛電報第 104 号の 2, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 370 文書.
- 38) 1931 年 2 月 27 日, 在南京王家楨より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5.
- 39) 1931 年 3 月 10 日, 在南京王家楨より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 231 - 232 頁.
- 40) 1931 年 1 月 22 日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第 40 号 (暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 53 - 58 頁.
- 41) 1931 年 1 月 23 日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第 48 号 (暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 63 - 69 頁.
- 42) 1931 年 1 月 26 日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 71 - 72 頁.
- 43) 1931 年 2 月 10 日, 臧式毅より王家楨宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 93 頁.
- 44) 1931 年 1 月 30 日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第 70 号 (暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 79 - 80 頁.
- 45) 1931 年 2 月 8 日, 在南京劉尚清より張学良宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 94 - 95 頁.

- 46) 1931年2月13日, 国民政府より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 168 - 169 頁.
- 47) 1931年2月16日, 国民政府より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 177 - 178 頁.
- 48) 1931年2月14日, 張学良より国民政府宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 172 頁.
- 49) 1931年2月20日, 張学良より蒋介石・孫科宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 189 - 190 頁.
- 50) 1931年2月28日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第131号(暗), 外務省記録 A.6.1.0.5. 107 - 109 頁. 1931年2月28日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第132号(暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 110 - 116 頁.
- 51) 1931年2月28日, 蒋介石より吳鉄城宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 121 - 122 頁.
- 52) 1931年3月1日, 在奉天吳鉄城より孫科宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 208 頁.
- 53) 1931年3月7日, 在奉天吳鉄城より蒋介石宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 224 頁.
- 54) 「一週大事彙述・滿鉄問題」, 『中央週報』第143期(1931年3月2日), 14 - 15 頁.
- 55) 「中日鉄路交渉亟応公開」, 『大公報』1931年3月1日.
- 56) 宇野重昭前掲文, 247 頁.
- 57) 宇野重昭前掲文, 254 - 255 頁.
- 58) 「張学良帰奉後の東北局勢」, 『滿蒙事情』第113号(1931年2月25日), 35 - 42 頁. 宇野重昭前掲文, 255 頁.
- 59) 1931年2月15日, 王樹翰より莫德惠宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 172 - 173 頁.
- 60) 1931年1月22日, 在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第43号(暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 60 頁.
- 61) 1931年2月10日, 臧式毅より王家楨宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 93 頁.
- 62) 「一週間国内外大事述評・東北鉄路交渉近況」, 『国聞週報』第8巻第10期(1931年3月9日), 8 頁.
- 63) 1931年3月6日, 在北平矢野参事官より幣原外務大臣宛電報第77号(暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 125 - 126 頁.
- 64) 1931年3月6日, 孫科より在奉天吳鉄城宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 220 頁.
- 65) 1931年3月, 在南京孫科より在奉天吳鉄城宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 254 頁.
- 66) 在上海重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第282号(暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 132 - 133 頁.
- 67) 佐藤元英前掲文, 177 - 179 頁. 尾形洋一「第二次『幣原外交』と『滿蒙』鉄道交渉」, 前掲書 191 - 193 頁.
- 68) 1931年3月28日, 在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第335号, 『日本外交文書』昭和期 第1部第5巻, 381 文書.
- 69) 佐藤元英前掲文, 180 頁.
- 70) 重光葵『外交回想録』(日本図書センター, 1997年), 106 - 108 頁.
- 71) 今井清一前掲文, 111 頁.
- 72) 1931年6月19日, 国民政府より張学良宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 154 - 155 頁.
- 73) 「知彼知己」, 『大公報』1931年7月7日.
- 74) 1931年7月15日, 朱光林より在奉天李得新宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5., 451 頁.
- 75) 1929年10月22日, 在上海重光総領事より幣原外務大臣宛電報第1228号, 『日本外交文書』昭和期 第1部第3巻, 657 文書.
- 76) 『日本外交文書』昭和期 第1部第3巻, 758, 759, 760, 762, 763, 772 文書などを参照.
- 77) 1931年6月3日, 在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第492号(極密), 『日本外交文書』昭和期 第1部第5巻, 948 文書. 北京師範大学・上海市档案館編『蔣作賓日記』(南京:江蘇古籍出版社, 1990年), 1931年6月4日の条, 328 頁.
- 78) 1931年6月9日, 幣原外務大臣より在中国重光臨時代理公使宛電報第193号(極密, 暗), 『日本外交文書』昭和期 第1部第5巻, 949 文書. 『蔣作賓日記』(1931年6月18日の条), 332 頁.

- 79) 1931 年 7 月 9 日, 在南京太田領事代理より幣原外務大臣宛電報第 418 号 (極密), 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 950 文書.
- 80) 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 958 文書を参照.
- 81) 蒋作賓 『蒋作賓回憶録』(台北: 伝記文学出版社, 1967 年), 12 - 13 頁, 45 - 50 頁.
- 82) 同上書, 51 - 52 頁. 前掲 『蒋作賓日記』(1931 年 5 月 6 日の条), 321 頁.
- 83) 前掲 『蒋作賓日記』(1931 年 5 月 25 日の条), 325 - 326 頁. 『蒋作賓回憶録』, 52 頁.
- 84) 『蒋作賓回憶録』, 12 - 17 頁, 53 - 54 頁, 107 - 108 頁.
- 85) 拙稿 「済南事件をめぐる国民政府の対応」, 『日本福祉大学研究紀要 — 現代と文化』第 112 号 (2005 年 8 月) を参照.
- 86) 1931 年 6 月 17 日, 在南京王家楨より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5., 367 - 368 頁.
- 87) 1931 年 6 月 26 日, 在南京王家楨より張学良宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5., 393 頁.
- 88) 1931 年 7 月 18 日, 在南京高紀毅より張学良戡翼翹宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5., 462 頁.
- 89) 「一週国内外大事述評・蒋詔告全国電」, 『国聞週報』第 8 卷第 30 期 (1931 年 8 月 3 日), 3 - 5 頁.
- 90) 1931 年 8 月 4 日, 蒋介石より中央宛電報, 「蒋関心対日」, 『大公報』1931 年 8 月 6 日. 王芸生編 『六十年来中国と日本』(北京: 生活・読書・新知三聯書店, 1982 年) 第 8 卷, 235 頁.
- 91) 1931 年 7 月 14 日, 矢野より幣原外務大臣宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.20 「万宝山農場事件」.
- 92) 1931 年 8 月 16 日, 蒋介石より張学良宛電報, 前掲 『張学良年譜』(上), 569 頁.
- 93) 前掲 『張学良年譜』(上), 573 - 574 頁.
- 94) 1931 年 7 月 6 日, 張学良より東北政治委員会宛電報, 前掲 『張学良年譜』上巻, 562 頁.
- 95) 1931 年 7 月 7 日, 張学良より王家楨宛電報, 外務省記録 A.6.1.0.5. 427 頁.
- 96) 1931 年 9 月 6 日, 張学良より王以哲宛電報, 同臧式毅・荣臻宛電報, 同張作相宛電報, 前掲 『張学良年譜』上巻, 572 頁.
- 97) 1931 年 8 月 17 日, 在満鉄構内内田総裁より幣原外務大臣宛電報, 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 159 - 163 頁.
- 98) 1931 年 9 月 9 日, 在北平矢野参事官より幣原外務大臣宛電報第 389 号 (暗), 外務省記録 A.1.1.0.1-13, 166 - 167 頁. 9 月 16 日, 同電信第 405 号, 同書 169 - 170 頁.
- 99) 1931 年 9 月 17 日, 在中国矢野公使館参事官より幣原外務大臣宛電報第 407 号 (暗), 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 109 文書.
- 100) 1931 年在中国公使重光より幣原外務大臣宛電報第 759 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 99 文書.
- 101) 1931 年 9 月 11 日, 在中国重光公使より幣原外務大臣宛電報第 912, 904 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 103, 330 文書. 重光葵 『外交回想録』, 119 - 120 頁.
- 102) 重光葵 『外交回想録』, 120 頁